

(別紙3)

お知らせ

平成19年12月27日

各 位

大 阪 市

契約管財局契約部における入札参加（工事請負関係）の取扱いについて

改正内容 別紙のとおり

実施時期 平成20年6月1日

〔 契約管財局契約部
工事契約担当
契約制度担当 〕

工事請負入札参加の取扱いについて

契約管財局における工事請負入札について、次のとおり取扱うものとします。

1 入札参加種目の制限について

契約管財局における工事請負入札に参加しようとする者は、本市入札参加資格申請とは別に入札参加希望種目申請（以下「希望種目申請」という。）が必要です。

希望種目申請は、現在本市入札参加資格を有している者も必要となります。

(1) 格付種目工事（「土木工事」「建築工事（A建築工事）」「舗装工事」「電気工事」「給排水衛生冷暖房工事」「造園工事」）

① 「土木工事」・「建築工事（A建築工事）」・「舗装工事」：2種目まで希望種目申請が可能です。

ただし、市内本店業者で「建築工事（A建築工事）」を希望種目申請したものは、承認期間中開札される「建築工事（C解体工事）」の入札において1本参加可能とします。

② 「電気工事」：希望種目申請した者は、他の格付種目工事に希望種目申請できません。

③ 「給排水衛生冷暖房工事」：希望種目申請した者は、他の格付種目工事に希望種目申請できません。

④ 「造園工事」：希望種目申請した者は、当該工事の専業となり、当該工事以外の希望種目申請（格付種目以外の工事を含む）ができません。

(2) 格付種目以外の工事

① 「塗装工事」「防水工事」「交通安全施設工事」「防球ネットフェンス工事」「建築工事（Bプレハブ工事）」「建築工事（C解体工事）」のいずれかの工事へ希望種目申請した者は、当該工事の専業となり、当該工事以外の希望種目申請（格付種目工事を含む）ができません。

② 「鋼桁工事」へ希望種目申請した者は、格付種目工事の希望種目申請ができません。

(3) (1)(2)において制限の対象にならない工事については、複数の希望種目申請ができます。

2 承認期間について

平成20年6月1日から平成21年3月31日まで

承認期間中の希望種目申請内容の変更はできないものとします。

3 格付種目工事及び「建築工事（C解体工事）」の受注制限について（事後審査型制限付一般競争入札）

(1) 市内本店業者で1種目のみ希望種目申請したものは、承認期間中開札される入札において受注可能本数を3本に制限します。

(2) 市内本店業者で2種目希望種目申請したものは、承認期間中開札される入札において受注可能本数を2本に制限します。

(3) 市内支店業者及び市外業者は、承認期間中開札される入札において受注可能本数を1本に制限します。

(4) 市内本店業者・市内支店業者・市外業者に関わらず、平成19年1月1日から平成19年12月31日の間に完成した工事のうち、格付種目工事及びプレハブ・解体工事において本市発注完成工事成績評定に65点未満があったものは、その該当本数を承認期間中開札される入札における受注可能本数から減し

ます。

- (5) 1 (1) ①により「建築工事 (A建築工事)」を申請したものが「建築工事 (C解体工事)」を受注した場合は(1) (2)による受注可能本数に含みます。

4 格付種目工事における受注制限の特例 (事後審査型制限付一般競争入札)

- (1) 市内本店業者でISO取得者は、承認期間中開札される入札において受注可能本数を1本拡大します。
- (2) 市内本店業者で平成18・19年度本市優良工事表彰受表彰者は、受表彰した該当本数をその受表彰種目工事に限り承認期間中開札される入札において受注可能本数を拡大します。ただし、受表彰工事が等級によらずに入札されたものは対象としない。

5 希望種目申請方法

- (1) 申請期間 平成20年2月1日～平成20年2月29日
希望種目申請を行わない場合は、平成20年6月1日以降開札される入札に参加できません。
- (2) 申請方法 業者登録システム 詳細は申請要領をご覧ください。
- (3) 受付担当 契約管財局契約部工事契約担当

6 実施時期

平成20年6月1日以降に開札される入札について適用します。

7 その他

- (1) 格付種目工事及び「建築工事 (C解体工事)」については物件等級等により施工実績等の入札参加条件を設けます。(別表参照)
- (2) 「建築工事 (C解体工事)」を除く格付種目以外の工事における入札参加条件については必要に応じ別途種目毎に設定します。
- (3) 平成20・21年度本市入札参加資格審査申請要領(種目追加・随時申請)は平成20年1月に公表を予定しております。

現在格付種目で入札参加資格を有している者について、有資格者への等級別格付の廃止により見直しは行いませんが、申請要領に基づく手続きを必ず行ってください。手続きを行わない場合は平成20年6月1日以降開札される入札に参加できません。

なお、登録種目・項目の新設・廃止を行います。これに伴い、本取扱い記載のとおり、格付種目「建築工事」を「建築工事 (A建築工事) (Bプレハブ工事) (C解体工事)」とし、Bプレハブ工事、C解体工事については格付外種目とするなどの変更をおこないます。

上記変更については、現在入札参加資格を有しているすべての者を対象に新種目・項目への必要な登録変更を行います。詳細は申請要領をご覧ください。

- (4) 「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とします。
- (5) この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会に報告し、異なる取扱いができるものとします。

土木工事(海上土木工事を含む)事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

経営事項審査における 土木一式工事の 総合評定値(P点)	物件等級	予定価格 (税込)	地域要件		受注可能本数 (承認期間内)				備 考
			本店業者	支店業者	本店業者		支店(市外)業者		
					土木参加 希望のみ	土木・建築 または 土木・舗装	土木参加 希望のみ	土木・建築 または 土木・舗装	
1100点以上	A	3億円以上	全域	全域	3本	参加希望 工事内で 2本	1本	参加希望 工事内で 1本	・予定価格6千万円(税込)以上の案件には、土木工事業において特定建設業許可の取得を要する。土木工事業において一般建設業許可の者は、予定価格2.5千万円(税込)以上6千万円(税込)未満の案件に参加できるものとする。 土木工事(海上土木工事を含む)において、次のいずれかに該当すること *平成20年6月1日以降に契約金額100万円(税込)以上の本市(大阪市建築技術協会、大阪市住宅供給公社、大阪市教育振興公社を含む)発注工事を完成し、かつ当該工事成績評定が65点以上の実績を有する者 *平成14年4月1日から平成20年5月31日までの間に、本市契約管財局契約部(旧財政局契約監理部)において適正な入札実績があった者、または本市契約規則別表第1(第3条関係)に規定する金額以下のものを入札において受注、完成し、かつ当該工事成績評定が65点以上の実績を有していた者、若しくは平成19年4月1日以降に、Dランク以上の格付等級を有していた者 *平成5年4月1日以降に契約金額500万円(税込)以上の官公庁発注工事を完成させた者
1099点～850点	B	3億円未満 8千万円以上	全域	当該区 (海上土木 は全域)					
849点～700点	C	8千万円未満 2.5千万円以上	全域	当該区 (海上土木 は全域)					
700点未満	D	2.5千万円未満 1千万円以上	全域	当該区 (海上土木 は全域)	3本	参加希望 工事内で 2本	1本	参加希望 工事内で 1本	土木工事(海上土木工事を含む)において、次のいずれかに該当すること *平成20年6月1日以降に契約金額100万円(税込)以上の本市(大阪市建築技術協会、大阪市住宅供給公社、大阪市教育振興公社を含む)発注工事を完成し、かつ当該工事成績評定が65点以上の実績を有する者 *平成14年4月1日から平成20年5月31日までの間に、本市契約管財局契約部(旧財政局契約監理部)において適正な入札実績があった者、または本市契約規則別表第1(第3条関係)に規定する金額以下のものを入札において受注、完成し、かつ当該工事成績評定が65点以上の実績を有していた者、若しくは平成19年4月1日以降に、Dランク以上の格付等級を有していた者 *平成5年4月1日以降に契約金額500万円(税込)以上の官公庁発注工事を完成させた者
		1千万円未満	全域	申し込み できない					

・入札参加希望種目は「土木」「建築」「舗装」のうち2種目まで可能とし、承認期間平成20年6月1日から平成21年3月31日まで変更できないものとする。

・市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。

・経営事項審査の総合評定値は、入札参加者が入札書提出時において有効な経営事項審査の最新のものであることとする。

・市内本店登録者のISO取得業者は、土木のみの希望の場合は1本、土木・建築または土木・舗装希望の場合はいずれかの種目で1本、受注可能本数を拡大する。

・市内本店登録者が、土木工事(海上土木工事を含む)の入札において、平成18・19年度大阪市優良工事表彰を受賞した場合は、その受賞した該当本数を土木工事に限り承認期間における受注可能本数を拡大する。ただし、受賞工事が等級によらずに入札されたものは除く。

・平成19年1月1日から平成19年12月31日の間に完成した工事のうち、格付種目工事及びプレハブ・解体工事において本市発注完成工事成績評定に65点未満があったものは、その該当本数を承認期間における受注可能本数から減する。

・経営事項審査の土木一式工事において、審査対象事業年度及び前審査対象事業年度以前の両方が完成工事高「0」のものは参加できない。

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」による法定雇用障害者数を充足していない場合は、総合評定値から10点差引いた値をもって当該者の総合評定値とみなす。ただし、「障害者雇用状況報告書」の報告を義務付けられる者に限る。

・「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。

・等級によらずにおこなう入札については、本取扱いの対象外とする。

・特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。

・建築工事希望者が承認期間中に解体工事を受注した場合は、制限される受注可能本数に含む。

・この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。

・この取扱いは、平成20年6月1日以後に開札される入札について適用する。

建築工事(プレハブ、解体工事を除く)事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

経営事項審査における 建築一式工事の 総合評定値(P点)	物件等級	予定価格 (税込)	地域要件		受注可能本数 (承認期間内)				備 考
			本店業者	支店業者	本店業者		支店(市外)業者		
					建築参加 希望のみ	建築・土木 または 建築・舗装	建築参加 希望のみ	建築・土木 または 建築・舗装	
1100点以上	A	8億円以上	全域	全域	3本	参加希望 工事内で 2本	1本	参加希望 工事内で 1本	・予定価格7千万円(税込)以上の案件には、建築工事業において特定建設業許可の取得を要する。建築工事業において一般建設業許可の者は、予定価格7千万円(税込)未満の案件に参加できるものとする。 建築工事(工事内容が解体工事を主とするものを除く)において、次のいずれかに該当すること *平成14年4月1日以降に契約金額100万円(税込)以上の本市(大阪市建築技術協会、大阪市住宅供給公社、大阪市教育振興公社 を含む)発注工事を完成し、かつ当該工事成績評定が65点以上の実績を有していた者 *平成14年4月1日から平成20年5月31日までの間に、本市契約管財局契約部(旧財政局契約監理部)において適正な入札実績があった者、若しくは平成19年4月1日以降に、Dランク以上の格付等級を有していた者 *平成5年4月1日以降に契約金額1,500万円(税込)以上の官公庁発注工事を完成させた者
1099点～900点	B	8億円未満 3.5億円以上	全域	当該区					
899点～750点	C	3.5億円未満 7千万円以上	全域	当該区					
750点未満	D	7千万円未満 1.5千万円以上	全域	当該区	3本	参加希望 工事内で 2本	1本	参加希望 工事内で 1本	建築工事(工事内容が解体工事を主とするものを除く)において、次のいずれかに該当すること *平成14年4月1日以降に契約金額100万円(税込)以上の本市(大阪市建築技術協会、大阪市住宅供給公社、大阪市教育振興公社 を含む)発注工事を完成し、かつ当該工事成績評定が65点以上の実績を有していた者 *平成14年4月1日から平成20年5月31日までの間に、本市契約管財局契約部(旧財政局契約監理部)において適正な入札実績があった者、若しくは平成19年4月1日以降に、Dランク以上の格付等級を有していた者 *平成5年4月1日以降に契約金額1,500万円(税込)以上の官公庁発注工事を完成させた者
		1.5千万円未満	全域	申し込み できない					

・入札参加希望種目は「土木」「建築」「舗装」のうち2種目まで可能とし、承認期間平成20年6月1日から平成21年3月31日まで変更できないものとする。

・市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。

・経営事項審査の総合評定値は、入札参加者が入札書提出時において有効な経営事項審査の最新のものであることとする。

・市内本店登録者のISO取得業者は、建築のみの登録の場合は1本、建築・土木または建築・舗装登録の場合はいずれかの種目で1本、受注可能本数を拡大する。

・市内本店登録者が、建築工事(プレハブ、解体工事を除く)の入札において、平成18・19年度大阪市優良工事表彰を受表彰した場合は、その受表彰した該当本数を建築工事に限り承認期間における受注可能本数を拡大する。ただし、受表彰工事が等級によらずに入札されたものは除く。

・平成19年1月1日から平成19年12月31日の間に完成した工事のうち、格付種目工事及びプレハブ・解体工事において本市発注完成工事成績評定値に65点未満があったものは、その該当本数を承認期間における受注可能本数から減する。

・経営事項審査の建築一式工事において、審査対象事業年度及び前審査対象事業年度以前の両方が完成工事高「0」のものは参加できない。

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」による法定雇用障害者数を充足していない場合は、総合評定値から10点差引いた値をもって当該者の総合評定値とみなす。ただし、「障害者雇用状況報告書」の報告を義務付けられる者に限る。

・「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。

・等級によらずにおこなう入札については、本取扱いの対象外とする。

・特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。

・建築工事希望者が承認期間中に解体工事を受注した場合は、制限される受注可能本数を含む。

・この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。

・この取扱いは、平成20年6月1日以後に開札される入札について適用する。

解体工事事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

建設業許可区分	予定価格 (税込)	地域要件		受注可能本数 (承認期間内)		備 考
		本店業者	支店業者	本店業者	支店(市外)業者	
「とび・土工事業」 にかかると 特定建設業許可	6千万円以上	全域	当該区	3本	1本	・「建築工事」を申請した者で市内本店登録者は、承認期間中開札される解体工事の入札において1本入札参加可能とします。ただし、受注した場合は、制限される受注可能本数に含む。
「とび・土工事業」 にかかると 一般・特定建設業許可	6千万円未満					

- ・入札参加希望種目は承認期間平成20年6月1日から平成21年3月31日まで変更できないものとする。
- ・市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
- ・入札参加希望種目「解体」を申請した者で市内本店登録者のISO取得業者は、受注可能本数を1本拡大する。
- ・市内本店登録業者が、解体工事の入札において、平成18・19年度大阪市優良工事表彰を受賞した場合は、その受賞した該当本数を解体工事に限り承認期間における受注可能本数を拡大する。ただし、受賞工事が等級によらずに入札されたものは除く。
- ・平成19年1月1日から平成19年12月31日の間に完成した工事のうち、格付種目工事及びプレハブ・解体工事において本市発注完成工事成績評点に65点未満があったものは、その該当本数を承認期間における年間受注可能本数から減する。
- ・経営事項審査のとび・土工・コンクリート工事において、審査対象事業年度及び前審査対象事業年度以前の両方が完成工事高「0」のものは参加できない。
- ・「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。
- ・この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
- ・この取扱いは、平成20年6月1日以後に開札される入札について適用する。

舗装工事事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

経営事項審査における 舗装一式工事の 総合評定値(P点)	物件等級	予定価格 (税込)	地域要件		受注可能本数 (承認期間内)				備 考
			本店業者	支店業者	本店業者		支店(市外)業者		
					舗装参加 希望のみ	舗装・土木 または 舗装・建築	舗装参加 希望のみ	舗装・土木 または 舗装・建築	
900点以上	A	1億円以上	全域	全域	3本	参加希望 工事内で 2本	1本	参加希望 工事内で 1本	・予定価格6千万円(税込)以上の案件には、舗装工事業において特定建設業許可の取得を要する。舗装工事業において一般建設業許可の者は、2.5千万円(税込)以上6千万円(税込)未満の案件に参加できるものとする。
899点～700点	B	1億円未満 2.5千万円以上	全域	当該区					
700点未満	C	2.5千万円未満 1千万円以上	全域	当該区					3本
		1千万円未満	全域	申し込み できない	申し込みできない				

・入札参加希望種目は「土木」「建築」「舗装」のうち2種目まで可能とし、承認期間平成20年6月1日から平成21年3月31日まで変更できないものとする。

・市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。

・経営事項審査の総合評定値は、入札参加者が入札書提出時において有効な経営事項審査の最新のものであることとする。

・市内本店登録者のISO取得業者は、舗装のみの登録の場合は1本、舗装・土木または舗装・建築登録の場合はいずれかの種目で1本、受注可能本数を拡大する。

・市内本店登録者が、舗装工事の入札において、平成18・19年度大阪市優良工事表彰を受表彰した場合は、その受表彰した該当本数を舗装工事に限り承認期間における受注可能本数を拡大する。ただし、受彰工事が等級によらずに入札されたものは除く。

・平成19年1月1日から平成19年12月31日の間に完成した工事のうち、格付種目工事及びプレハブ・解体工事において本市発注完成工事成績評定に65点未満があったものは、その該当本数を承認期間における受注可能本数から減する。

・経営事項審査の舗装工事において、審査対象事業年度及び前審査対象事業年度以前の両方が完成工事高「0」のものは参加できない。

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」による法定雇用障害者数を充足していない場合は、総合評定値から10点差引いた値をもって当該者の総合評定値とみなす。ただし、「障害者雇用状況報告書」の報告を義務付けられる者に限る。

・「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。

・等級によらずにおこなう入札については、本取扱いの対象外とする。

・特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。

・建築工事希望者が承認期間中に解体工事を受注した場合は、制限される受注可能本数に含む。

・この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。

・この取扱いは、平成20年6月1日以後に開札される入札について適用する。

電気工事事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

経営事項審査における 電気工事の 総合評定値(P点)	物件等級	予定価格 (税込)	地域要件		受注可能本数 (承認期間内)		備 考
			本店業者	支店業者	本店業者	支店(市外)業 者	
1050点以上	A	1.3億円以上	全域	全域	3本	1本	・予定価格6千万円(税込)以上の案件には、電気工事において特定建設業許可の取得を要する。電気工事において一般建設業許可の者は、3千万円(税込)以上6千万円(税込)未満の案件に参加できるものとする。
1049点～800点	B	1.3億円未満 3千万円以上	全域	当該区			
800点未満	C	3千万円未満 1千万円以上	全域	当該区			3本
		1千万円未満	全域	申し込み できない	申し込み できない		

・入札参加希望種目は承認期間平成20年6月1日から平成21年3月31日まで変更できないものとする。

・市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。

・経営事項審査の総合評定値は、入札参加者が入札書提出時において有効な経営事項審査の最新のものであることとする。

・市内本店業者のISO取得業者は、受注可能本数を1本拡大する。

・市内本店登録者が、電気工事の入札において、平成18・19年度大阪市優良工事表彰を受賞した場合は、その受賞した該当本数を電気工事に限り承認期間における受注可能本数を拡大する。ただし、受賞工事が等級によらずに入札されたものは除く。

・平成19年1月1日から平成19年12月31日の間に完成した工事のうち、格付種目工事及びプレハブ・解体工事において本市発注完成工事成績評定値に65点未満があったものは、その該当本数を承認期間における受注可能本数から減ずる。

・経営事項審査の電気工事において、審査対象事業年度及び前審査対象事業年度以前の両方が完成工事高「0」のものは参加できない。

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」による法定雇用障害者数を充足していない場合は、総合評定値から10点差引いた値をもって当該者の総合評定値とみなす。ただし、「障害者雇用状況報告書」の報告を義務付けられる者に限る。

・「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。

・等級によらずにおこなう入札については、本取扱いの対象外とする。

・特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。

・この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。

・この取扱いは、平成20年6月1日以後に開札される入札について適用する。

給排水衛生冷暖房工事事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

経営事項審査における 管工事の 総合評定値(P点)	物件等級	予定価格 (税込)	地域要件		受注可能本数 (承認期間内)		備 考
			本店業者	支店業者	本店業者	支店(市外)業者	
1000点以上	A	1.3億円以上	全域	全域	3本	1本	・予定価格6千万円(税込)以上の案件には、管工事業において特定建設業許可の取得を要する。管工事業において一般建設業許可の者は、3千万円(税込)以上6千万円(税込)未満の案件に参加できるものとする。 給排水衛生冷暖房工事において、次のいずれかに該当すること *平成14年4月1日以降に契約金額100万円(税込)以上の本市(大阪市建築技術協会、大阪市住宅供給公社、大阪市教育振興公社 を含む)発注工事を完成し、かつ当該工事成績評定が65点以上の者 *平成14年4月1日から平成20年5月31日までの間に、本市契約管財局契約部(旧財政局契約監理部)において適正な入札実績があった者、若しくは平成19年4月1日以降に、Cランク以上の格付等級を有していた者 *平成5年4月1日以降に契約金額500万円(税込み)以上の官公庁発注工事を完成させた者
999点～800点	B	1.3億円未満 3千万円以上	全域	当該区			
800点未満	C	3千万円未満 1千万円以上	全域	当該区			
		1千万円未満	全域	申し込み できない	申し込み できない		

- ・入札参加希望種目は承認期間平成20年6月1日から平成21年3月31日まで変更できないものとする。
- ・市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
- ・経営事項審査の総合評定値は、入札参加者が入札書提出時において有効な経営事項審査の最新のものであることとする。
- ・市内本店業者のISO取得業者は、受注可能本数を1本拡大する。
- ・市内本店登録者が、給排水衛生冷暖房工事の入札において、平成18・19年度大阪市優良工事表彰を受表彰した場合は、その受表彰した該当本数を給排水衛生冷暖房工事に限り承認期間における受注可能本数を拡大する。ただし、受表彰工事が等級によらずに入札されたものは除く。
- ・平成19年1月1日から平成19年12月31日の間に完成した工事のうち、格付種目工事及びプレハブ・解体工事において本市発注完成工事成績評点に65点未満があったものは、その該当本数を承認期間における受注可能本数から減ずる。
- ・経営事項審査の給排水衛生冷暖房工事において、審査対象事業年度及び前審査対象事業年度以前の両方が完成工事高「0」のものは参加できない。
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」による法定雇用障害者数を充足していない場合は、総合評定値から10点差引いた値をもって当該者の総合評定値とみなす。ただし、「障害者雇用状況報告書」の報告を義務付けられる者に限る。
- ・「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・等級によらずにおこなう入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。
- ・この取扱いにより難い場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
- ・この取扱いは、平成20年6月1日以後に開札される入札について適用する。

造園工事事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

経営事項審査における 造園工事の 総合評定値(P点)	物件等級	予定価格 (税込)	地域要件		受注可能本数 (承認期間内)		備 考
			本店業者	支店業者	本店業者	支店(市外)業者	
750点以上	A	1.5千万円以上	全域	全域	3本	1本	・予定価格6千万円(税込)以上の案件には、造園工事業において特定建設業許可の取得を要する。造園工事業において一般建設業許可の者は、1.5千万円(税込)以上6千万円(税込)未満の案件に参加できるものとする。
750点未満	B	1.5千万円未満					

・入札参加希望種目は承認期間平成20年6月1日から平成21年3月31日まで変更できないものとする。

・市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。

・経営事項審査の総合評定値は、入札参加者が入札書提出時において有効な経営事項審査の最新のものであることとする。

・市内本店登録者のISO取得業者は、受注可能本数を1本拡大する。

・市内本店登録者が、造園工事の入札において、平成18・19年度大阪市優良工事表彰を受表彰した場合は、その受表彰した該当本数を造園工事に限り承認期間における受注可能本数を拡大する。ただし、受表彰工事が等級によらずに入札されたものは除く。

・平成19年1月1日から平成19年12月31日の間に完成した工事のうち、格付種目工事及びプレハブ・解体工事において本市発注完成工事成績評点に65点未満があったものは、その該当本数を承認期間における受注可能本数から減する。

・経営事項審査の造園工事において、審査対象事業年度及び前審査対象事業年度以前の両方が完成工事高「0」のものは参加できない。

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」による法定雇用障害者数を充足していない場合は、総合評定値から10点差引いた値をもって当該者の総合評定値とみなす。ただし、「障害者雇用状況報告書」の報告を義務付けられる者に限る。

・「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。

・等級によらずにおこなう入札については、本取り扱いの対象外とする。

・特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。

・この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。

・この取扱いは、平成20年6月1日以後に開札される入札について適用する。